入札公告 (建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式(技術提案評価型 S型)「新技術導入促進(I)型」、「技術提案 簡易評価型」、「余裕期間制度(任意着手方 式)」、「見積活用方式」、「参加表明段階で技 術者の資料を求めない方式の試行工事」、「建設 業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける 監理技術者又は主任技術者及び建設業法第26条 第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者 (以下、「専任特例の監理技術者等」)の配置を 認めない工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和7年10月14日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 橋本 雅道 ②調達機関番号 020 ②所在地番号 11

- 1 工事概要
 - (1) 品目分類番号 41

- (2) 工事名 さいたま新都心合同庁舎2号館
- (25)機械設備改修その他工事

(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)

- (3) 工事場所 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
- (4) 工事内容

敷地面積 23,633m2

- 1. 建物
- 1) 2号館

構造 鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造) 地上 26 階 地下3 階 塔屋2階

建築面積 約 5,610m2

延べ面積 約 101,000m2

用途 庁舎

工事種目 消火設備、電気設備工事、建 築工事、撤去工事

(5) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工 体制の確保を図るため、余裕期間を設定した 工事である。詳細は入札説明書による。

工期:工事の始期から540日間

(但し、令和8年7月27日(工事着手期

- 限)までに工事を開始すること。)
- (6) 使用する主要な資機材 監視盤(2
 - 面)、アラーム弁(76個)
 - (7) 本工事は、入札時に技術提案 [VE 提案] を 受け付けるとともに、「工事全般の施工計 画」、「賃上げの実施に関する評価」、「ワー ク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」 を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価 して落札者を決定する [総合評価落札方式(技 術提案評価型S型)」の工事である。また、品 質確保のための体制その他の施工体制の確保 状況を確認し、施工内容を確実に実現できる かどうかについて審査し、評価を行う施工体 制確認型総合評価落札方式の試行工事であ る。また、本工事は、契約締結後に施工方法 等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の試行 工事である。

なお、配置予定技術者の計画的運用に資する

ことを目的に申請書と合わせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の 提出期限を、落札前まで延伸する試行工事で ある。

- (8) 本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表-1による。
 - ①完成時の工事成績評定の結果により、総 合評価落札方式の加算点等を減ずる試行 工事
 - ②建設リサイクル法対象工事
 - ③現場代理人と配置予定の主任(監理)技術 者の兼務を認めない試行工事
 - ④新技術導入促進(I)型
 - ⑤技術提案簡易評価型
 - ⑥見積活用方式
 - ⑦CCUS 活用推奨モデル営繕工事
 - ⑧週休2日促進工事
 - ⑨契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックについて

(試行)

- ⑩参加表明段階で技術者の資料を求めない方式の試行工事
- (9) 本工事は、工事成績相互利用登録機関が 発注した「工事成績相互利用適用対象工事」 (以下「工事成績相互利用対象工事」とい う。)の工事成績評定点を競争参加資格とす る工事である。詳細は入札説明書による。
- (10) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の 対象工事である。詳細は入札説明書による。
- 2 競争参加資格
 - (1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。) における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争 参加資格の認定を受けていること(会社更生 法(平成14年法律第154号)に基づき更生

手続開始の申立てがなされている者又は民事 再生法(平成11年法律第225号)に基づき 再生手続開始の申立てがなされている者につ いては、手続開始の決定後、関東地方整備局 長(以下「局長」という。)が別に定める手 続に基づく一般競争参加資格の再認定を受け ていること。)。

- (3) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。) における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争 参加資格の認定の際に客観的事項(共通事 項)について算定した点数(経営事項評価点 数)が、1,100点以上であること((2)の 再認定を受けた者にあっては、当該再認定の 際に、経営事項評価点数が1,100点以上であ ること。)。
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立 てがなされている者又は民事再生法に基づき 再生手続開始の申立てがなされている者 ((2) の再認定を受けた者を除く。) でない こと。

- (5) 平成 22 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。
 (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。) なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。
- むもの。)(機器及び配管の施工を含むものに限る。)の更新又は新設ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。

(ア)消火設備(スプリンクラー設備を含

上記(ア)の実績が国土交通省が発注した 工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入 札説明書に示すものに係る実績である場合に あっては、評定点合計が入札説明書に示す点 数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員の それぞれが上記(ア)の施工実績を有するこ と。

なお、異工種建設工事共同企業体としての 実績は、協定書による分担工事の実績のみ同 種工事の実績として認める。

- (6) 工事全般の施工計画が適正であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任(監理)技術者の配置を要しない。

複数の技術者を申請する場合は、申請する すべての者について次に掲げる基準を満たし ていること。 ① 主任技術者は、1級管工事施工管理技士 又はこれと同等以上の資格を有する者で あること。あるいは、本発注工事の工事 種別に対応した登録基幹技能者講習修了 証を有する者であること。

監理技術者にあっては、1級管工事施工 管理技士又はこれと同等以上の資格を有 する者であること。

詳細は入札説明書による。

② 1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の経験を有すること。 (共同企業体の構成員としての経験は、 出資比率が20%以上の場合のものに限 る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)

なお、同種工事の工事経験は建築物における工事経験に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。

(ア) 消火設備(機器及び配管の施工

を含むものに限る。) の更新又は新設

ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、経験として認めない。

上記(ア)の経験が平成8年4月1日 以降に完成・引渡しが完了した国土交通 省が発注した工事又は工事成績相互利用 対象工事のうち入札説明書に示すものに 係る経験である場合にあっては、評定点 合計が入札説明書に示す点数未満である ものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員の うち1社の主任(監理)技術者が上記 (ア)の工事経験を有していればよい。

なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事にお

いての経験のみ同種工事の経験として認める。

- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格 者証を有し、監理技術者講習を修了して いる者であること。
- ④ 配置予定の主任(監理)技術者にあって は直接的かつ恒常的な雇用関係が必要で あるので、その旨を明示することができ る資料を入札説明書別記様式-3で求め ており、その明示がなされない場合は入 札に参加できない。詳細は入札説明書に よる。
- ⑤ 競争参加資格確認資料【配置予定技術者】(以下「資料(技術者)」という。)の提出を求められた者は上記①から④について確認出来る書類を提出依頼書に記載の提出期限までに提出すること。当該書類が提出されない場合は、当該者の行った入札は無効とする。詳細は入札説明書による。

- (8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料(技術者)に係るものを除く競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営

を支配する建設業者又はこれに準ずるものと して、国土交通省発注工事等からの排除要請 があり、当該状態が継続している者でないこ と。

- 3 総合評価に関する事項
 - (1) 落札方式
 - ① 入札参加者は「価格」、「技術提案 [VE 提案]」、「工事全般の施工計画」、「賃 上げの実施に関する評価」、「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」及び「施工体制」をもって入札し、次の(ア)、
 - (イ)の要件に該当する者のうち、(2) 「総合評価の方法」によって得られた数値 (以下「評価値」という。)の最も高い者 を落札候補者とし、資料(技術者)の提出 を求め、配置予定技術者の競争参加資格が あると認められた場合、その者を落札者と する。
 - (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内で

あること。

- (イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した 数値(「基準評価値」) に対して下回ら ないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い落札候 補者が2人以上あり、配置予定技術者の 競争参加資格があると認められた場合、当 該者にくじを引かせ落札者を決定する。
- (2) 総合評価の方法
 - ① 「標準点」を 100 点とし、「施工体制評価点」の最高点を 30 点、及び「加算点」の最高点を 64.5 点とする。
 - ② 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(オ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

- (ア) 技術提案 [VE 提案] の項目として 「品質確保及び生産性向上に関する具 体的な提案」
- (イ) 工事全般の施工計画
- (ウ) 賃上げの実施に関する評価
- (ェ) ワーク・ライフ・バランス関連認定 企業の評価
- (オ) 施工体制(施工体制評価点)
- ③ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価 は入札参加者の「標準点」と、「加算 点」及び「施工体制評価点」の合計を、 当該入札者の入札価格で除して得た評価 値をもって行う。
- ④ ② (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の 評価項目について、関係法令を遵守し、現 場説明書、特記仕様書、図面並びに標準仕 様書に規定する標準的な施工及び管理する 方法を用いて作業を行う者で、入札説明書 等に記載された要求要件を実現できると認

められる場合に標準点(100点)を与え、さらに②(ア)の技術提案[VE提案]、②(イ)の工事全般の施工計画、②(ウ)の賃 上げの実施に関する評価、②(エ)のワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価ならびに②(オ)の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、②(ア)の技術提案[VE提案]を行わない者は、②(イ)(ウ)(エ)(オ)の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

- ⑤ ② (ア) の「品質確保及び生産性向上に関する具体的な提案」の技術提案 [VE 提案] については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、V (30 点)、IV (23 点)、II (15 点)、II (8 点)、I (3 点)及び不採用により評価を行い加算点を与える。
 - ② (イ) の「工事全般の施工計画」につい

ては、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、V(30点)、IV(23点)、III(15点)、II(8点)、I(0点)により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又はすべての提案が不適切である場合は欠格とする。

- ②(ウ)の「賃上げの実施に関する評価」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、賃上げの実施を表明し、評価基準を満たした企業等に対し、4点の加算点を与える。なお、賃上げの実施を表明しない場合、又は表明内容が評価基準を満たしていない場合は0点とする。
- ②(エ)の「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」については、ワーク・ライフ・バランス関連の認定を受けていると申請し、評価基準を満たした企業等に対し、0.5点の加算点を与える。なお、認定を受けていると申請しない場合、又は

申請内容が評価基準を満たしていない場合は0点とする。

- (3) (2) ② (7) 、 (4) 、 (ウ) 、 (エ) の評価基準の詳細は入札説明書による。
- (4) (2) ② (7) 「品質確保及び生産性向上に関する具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に5点減ずる。
 - (5) (2) ② (イ) で求めた、工事全般の施工 計画については、履行状況から、受注者の 責により入札時の評価項目の内容が実施さ れていないと判断された場合は、工事成績 評定を減ずることとし、5点を減ずる。
- (6) (2) ② (ウ) で求めた、賃上げの実施に関する評価については、受注者の事業年度等が終了した後、実施の確認を行った結果、 実施を確認するための書類が提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達し

ていない場合、本制度の趣旨を意図的に逸 脱していると判断された場合は、別途、関 東地方整備局総務部契約課が通知する減点 措置の開始の日から1年間に政府調達の総 合評価落札方式による入札公告が行われる 調達に参加する場合、本取組により加点す る割合よりも大きな割合(関東地方整備局 (港湾空港関係を除く。)が調達する案件 については1点大きな配点)の減点を行 う。

4 入札手続等

- (1) 担当部局 関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係 電話 048-601-3151
 - (代)内線 2525 電子メール ktr-denshibaitai@mlit.go.jp
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法 入札説明書を電子入札システムにより交付す る。ただし、やむを得ない事由により、上記

交付方法による入手ができない入札参加希望

者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)に電子メールにて依頼を行うこと。交付期間は令和7年10月14日から令和8年1月22日までの土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし最終日は、9時00分から12時00分までとする。

(3) 申請書及び資料(技術者)を除く資料の提 出期間及び方法

令和7年10月14日から令和7年11月10日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(最終日は15時00分まで)電子入札システムにより提出を行うこと。

(4) 見積価格書及び根拠資料の提出 積算に反映させるための見積価格書及び根 拠資料を下記に従い提出すること。

1)提出方法

電子メールにて提出すること。

2) 受付期間

令和7年10月14日から令和7年11 月10日までの休日を除く毎日、9時15 分から18時00分まで(最終日は15時 00分まで)

3) 受付場所

関東地方整備局営繕部技術・評価課 電話 048-601-3151(代)(内)5453 電子メール送付先:ktr-gihyou54@mlit.go. jp

(5) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法 令和7年12月5日から令和8年1月22日まで〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館17階 関東地方整備局総務部契約課 契約第二係電話048-601-3151(代) 郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便等、記録の残るものに限る。提出期間内

必着。)により提出すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法 入札書は、電子入札システムにより提出すること。入札の締め切りは、令和8年1月22日12時00分。

開札は、令和8年1月27日10時00分関 東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は(7) により配置予定 技術者の競争参加資格があると認められた日 以降を予定する。

(7) 資料(技術者)の送付及び提出方法 落札候補者に対し、電子メールにて提出依 頼書を送付する。提出方法は提出依頼書によ るものとする。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本 語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 納付(保管金の取扱店 日

本銀行埼玉新都心代理店(埼玉りそな銀行さいたま新都心支店))。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 関東地方整備局)又は銀行等の保証(取扱官庁 関東地方整備局)をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店(埼玉りそな銀行さいたま新都心支店))。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 関東地方整備局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 関東地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約の締結と同時に契約

の保証を付すこと。

- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格 のない者のした入札、申請書又は資料、資料 (技術者) に虚偽の記載をした者のした入札 及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - (4) 落札者の決定方法 上記3 (1) ①に定め るところに従い、評価値の最も高い者を落札 候補者とし、資料(技術者)の提出を求め、 配置予定技術者の競争参加資格があると認め られた場合、その者を落札者とする。ただ し、落札者となるべき者の入札価格によって は、その者により当該契約の内容に適合した 履行がなされないおそれがあると認められる とき、又はその者と契約を締結することが公 正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあ って著しく不適当であると認められるとき は、予定価格の制限の範囲内で発注者の定め る最低限の要求要件を全て満たして入札した 他の者のうち評価値の最も高い者を落札者と

することがある。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

- (5) 契約締結後の VE 提案 契約締結後、受注者 は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減 することを可能とする施工方法等に係る設計 図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合に は、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は現場説明書等による。
- (6) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定 後、CORINS 等により配置予定の監理技術者 の専任制違反の事実が確認された場合、契 約を結ばないことがある。なお、種々の状 況からやむを得ないものとして承認された 場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(7) 本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、技術提案 [VE 提案] により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書 [VE 提案] を提出すること。ただし、技術提案 [VE 提案] が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。

また、標準案に基づいて施工しようとする 場合は、標準案によって入札に参加する旨を 記載した書面を提出すること(詳細は入札説 明書参照。)。

- (8) 専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある(詳細は入札説明書参照。)。
- (9) 手続における交渉の有無無。
- (10) 契約書作成の要否 要。
- (11) 当該工事に直接関連する他の工事の請負

契約を当該工事の請負契約の相手方との随意 契約により締結する予定の有無 無。

- (12) 入札書(施工体制の確認に係る部分に限る。) のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
- (13) 技術提案の採否 技術提案の採否について は、競争参加資格の確認の通知に併せて通知 する。
- (14) 競争参加資格の確認の通知において、VE 提案により競争参加資格を認められた者は当 該提案に基づく入札を行い、標準案を提出し た者は、標準案に基づく入札を行うことを条 件とし、これに違反した入札は無効とする。
 - (15) 関連情報を入手するための照会窓口 上 記4(1) に同じ。
 - (16) 一般競争参加資格の認定を受けていない 者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参 加資格の認定を受けていない者も上記4
 - (3) により申請書及び資料を提出すること

ができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。ただし、配置予定技術者の競争参加資格の確認は、開札後に落札候補者に対して資料(技術者)を求め確認する。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請 は、「競争参加者の資格に関する公示」(令 和6年10月1日付け国土交通省大臣官房会 計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理 課長公示)別記に掲げる当該者(当該者が経 常建設共同企業体である場合においては、そ の代表者。)の本店所在地(日本国内に本店 がない場合においては、日本国内の主たる営 業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、 同別記に定める提出場所において、随時受け 付ける。また、当該者が申請書及び資料を提 出したときに限り、関東地方整備局総務部契 約課 (〒330-9724 埼玉県さいたま市中央

区新都心 2 — 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 17 階 電話 048—601—3151 (代))に おいても当該一般競争参加資格の認定に係る 申請を受け付ける。

- (17) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。また、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システム及び電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式及び紙契約方式に代えるものとする。電子入札システム等によらない手続きについては入札説明書による。
- (18) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HASHIMOTO Masamichi Director-General of Kanto Regional Deve-lopment Bureau, Ministry

- of Land, Infra-structure, Transport and Tourism.
- (2) Classification of the services to be procured: 41
- (3) Subject matter of the contract: Machine Equipment Construction work of the Saitama Shintoshin Joint Government
 Building No. 2(25).
- (4) Time-limit for the submission of app-lication forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system: 3:00 P.M. 10 November 2025.
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system :
 12:00P.M. (noon) 22 January 2026
 (tenders brought with or submitted by
 mail : 3:00 P.M. 22 January 2026) .
- (6) Contact point for tender documentation: Contract Division, Kanto Regional Dev-

elopment Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2-1, Shintoshin, Chuou

Ward, Saitama City, Saitama Prefecture

330-9724 Japan TEL 048-601-3151

(ex2525)